

令和7年7月16日

児童生徒の保護者・御家族の皆様へ

大府市教育委員会

児童生徒の安全確保に向けた学校の取組について

平素より、本市の教育活動に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

昨今、全国的に教職員による児童生徒への不適切な行為（盗撮・わいせつ行為）が報道され、教育現場への信頼が揺らぐ事案が発生しております。こうした状況を受け、本市では、児童生徒の安全と安心を守るため、以下の取組を市内全ての小中学校において徹底してまいります。

今後も、児童生徒が安心して学び、成長できる環境づくりに向けて、教職員一人一人が高い倫理観を持ち、学校全体で取組を強化してまいります。保護者の皆様におかれましても、何かお気づきの点がございましたら、御遠慮なく学校まで御連絡ください。

引き続き、皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

<学校の主な取組>

1 盗撮防止対策

- ・ 撮影は学校指定の機材を使用し、個人で所有するスマートフォン等による撮影は禁止しています。
- ・ 更衣室・トイレの点検を定期的に実施し、カメラ等の不審物がないかの確認、及び不審物の隠し場所となり得る荷物等の放置防止に努めます。
- ・ 児童生徒の画像や映像は、校内で厳重に管理し、無断持ち出しを禁止しています。

2 わいせつ行為防止対策

- ・ 教職員に対し、児童生徒との私的な連絡（電話・メール・SNS・アプリケーション等）は禁止しています。
- ・ 個別面談は密室を避け、適切な距離を確保するようにしています。
- ・ 身体接触は、安全確保や生活介助等やむを得ない場合を除き、原則禁止としています。

3 児童生徒への教育と支援体制

- ・ 児童生徒に対し、原則として教職員と個人的な連絡先を交換しないよう伝えます。
- ・ 児童生徒が悩みや不安を相談できる窓口を整備し、相談担当教員、スクールカウンセラー、生活アンケート等を活用した相談体制の確認・周知を行います。
- ・ 児童生徒に対し、更衣室やトイレなどでの異変に気づいた際は、教員に報告するよう伝えます。
- ・ 児童生徒に対し、写真や動画を撮影する際は、必ず許可を得る、嫌がっている人は撮らない、こっそり撮らない、Web ページや SNS の使い方などの注意点を伝えます。